

第2回定時社員総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月16日 午後1時30分～
1. 開催場所 奈良県北葛城郡広陵町大字三吉345-14
一般社団法人UTAブック事務所

1. 出席社員の状況

議決権のある当法人社員総数	17名
総社員の議決権の数	17個
出席社員数（委任状による者を含む）	17名
この議決権の総数	17個

1. 議長兼議事録作成者 代表理事 桐生敏明

1. 出席役員等

出席社員 朝日めぐみ、宇野敏一（委任状）、岡田有弘、
桐生紘次、桐生敏明、桐生由美子、久保明子（委任状）、
佐藤延生、清水康雄（委任状）、中島一二、中村康一、
ノダ章子、本田せつ子、牧勝史、牧村市太郎、
森保之（委任状）、森布美子（委任状）
三ツ矢照雄（監事）

1. 開会

定款第17条の規定に基づき、代表理事桐生敏明が議長となり、本社員総会
は定款第19条に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告
げた。

1. 議事の経過の要領及び結果

【報告事項】

第1号報告 平成28年度事業報告の件

議長は、平成28年度事業報告を行った。

第2号報告 平成29年度事業計画の件

議長は、平成29年度事業計画の報告を行った。

【決議事項】

第1号議案 平成28年度貸借対照表及び損益計算書承認の件

議長は、平成28年度における貸借対照表、損益計算書の説明を行った。

次に、監事に監査報告を求めたところ、監事から監査報告を行った。

次いで、議長が本議案の承認を求めたところ、満場一致をもって承認
可決した。

第2号議案 定款の一部変更に関する件

議長は、当法人定款「第6章 理事会」の設置について、理事会を解
散したい旨を説明し、これに付随する第21条(1)理事の設置について
も1名とする旨を諮ったところ、不測の事態の場合に備え理事代行者を
置くことを条件に、満場一致をもって承認可決した。

変更前	変更後
第6条 当法人の社員になろうとする者は、理事会の定める入会申込書により申込をし、代表理事の承認を受けなければならない。	第6条 当法人の社員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申込をし、理事の承認を受けなければならない。
第8条 社員は、理事会が別に定める退社届けを提出することにより、任意にいつでも退社することができる。	第8条 社員は、別に定める退社届けを提出することにより、任意にいつでも退社することができる。
第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。	第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。
第16条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。	第16条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。	第17条 社員総会の議長は、理事がこれに当たる。理事に事故あるときは、その社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。
第21条 当法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 3名以上9名以内 (2) 監事 1名	第21条 当法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 1名 (2) 監事 1名
第21条2項、3項を削除	
第22条2項、3項を削除	
第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務の執行をする。	第23条 理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、職務の執行をする。
第23条2項 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。	第23条2項 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
第22条3項を削除	
第24条3項 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べるすることができる。	第24条3項 監事は、社員総会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べるすることができる。
「第6章 理事会」の項目をすべて削除	
第33条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。	第33条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。
附則3項 当法人の理事、監事は、以下のとおりとする。 理事 / 朝日めぐみ、宇野 敏一、岡田 有弘、桐生 紘次、久保 明子、中島 一二、牧村市太郎、森 保之 監事 / 三ツ矢 照雄 代表理事 / 大阪府南河内郡河南町大宝 3 丁目 8 番 11 号 桐生 敏明	附則3項 当法人の理事、監事は、以下のとおりとする。 理事 / 桐生敏明 大阪府南河内郡河南町大宝 3 丁目 8 番 11 号 不測の事態がある時は、社員の中で桐生紘次が理事を代行し、朝日めぐみがこれを助けるものとする。 監事 / 三ツ矢 照雄

1. 理事重任の件

代表理事を含む理事9名は、任期満了により退任し、新たに桐生敏明が、理事を重任することが満場一致で承認可決した。

同時に、理事に不測の事態が起こった場合、社員の中から桐生紘次が理事を代行することが満場一致で承認可決した。

1. 閉会

議長は閉会の挨拶を述べ、午後3時10分に閉会した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議事録署名人がこれに記名押印する。

平成29年6月16日

一般社団法人U T Aブック理事会

代表理事 桐生 敏明 ⑩

理事 中島 一二 ⑩

監 事 三ツ矢 照雄 ⑩